国家公務員制度改革とキャリアシステム

~ 国家公務員制度改革に望むこと~

ゃまぐち ひろし 山口 広 (弁護士、日弁連消費者問題対策委員会委員)

1 3つの重点項目

国家公務員制度の改革にあたって次の3点を是非実現していただ きたい。

第1に、省庁別採用システムの廃止に賛成ですが、政府全体の施 策に従ってもっと機動的に人員配置ができるようするべきです。

第2に、任期付公務員を民間から大量かつ機動的に採用すること とし、その分公務員の定数枠に余裕をもたせる人員削減につとめる べきです。



第3に、問題の先送りによる無責任を克服するため、問題顕在化時点で必ずこの問題はいつから対処可能だったか調査して、責任者には相応の不利益を課す制度を新設するべきです。

2 減点主義を克服するべき

明治政府から敗戦後の政府まで、目指すことは明白でした。産業振興によって国民生活を豊かにすること。そのお手本も欧米にありました。従って、国家公務員は欧米の制度に習いつつ、産業界の利害調整をすることでその任を果たすことができました。しかし、21世紀に入り、地球環境の悪化、高齢化、あらゆる面での国際化に直面して、わが国のグランドデザインをどうするべきか、答えを出すことが非常に困難になっています。従来の、減点の少ない無難に与えられた仕事をこなす公務員は現在の半分いれば足りるはずです。今求められているのは、企画力、創造力のある、チャレンジ精神をもつ公務員です。年金制度がいずれ破綻することは、少しでも担当した者ならすぐに判ったはずです。しかし、10年後に顕在化する問題を、わざわざ自分の任期中に取り上げて問題にしなくても、2、3年間の任期を無難にすごせば次のポストが待っているのです。このため問題は判っていても、それに目をつぶって問題の解決を先送りしてきた国家公務員がほとんどではないでしょうか。現在の任用システムでは、このような減点を避けるための先送りを専らとする公務員がはびこるのは当然だと思います。どのようにしたら先憂後楽の意欲ある国家公務員を確保できるのか。本当に重要な課題です。

3 機動的で柔軟な人事異動と採用

私は多くの消費者被害の救済に取り組み、談合防止策を日弁連消費者問題対策委員会委員として検討してきました。その過程で痛感したのは考えられない程の省庁間の意識・情報の障壁です。ある宗教団体による深刻な消費者被害や人権侵害が恒常的に発生している時、文化庁宗務課と経産省・国民生活センター、警察等が連携して対処するべきところ、ほとんど情報交換がされていません。オウム真理教の問題や大和都市管財等の事件は、このような省庁間情報障壁、稀薄な問題意識のために起こり、深刻化したのです。自分は経産省の産業育成主眼の行政を心がけさえずればよいということではなく、消費者被害や不公正取引があれば、これらをより広い国民的視野から、また消費者の立場に立って対処方策を考えていれば防止できた社会問題は多いはずです。

そこで、内閣が必要と認めたテーマについては、省庁の壁を取り払って、特定テーマに ついての対策を講じるプロジェクトチーム(PT)を編成するシステムが必要です。例え ば、貿易自由化、食の安全、自殺防止、出生率アップ、IT社会のあり方などは、決して 特定省庁の内部で検討してもあるべき方策は出せません。省庁間連絡会議など開かれては いるようですが、それでは決定的に不十分です。わが省で何ができるか、何をするべきか、 予算をどうとるか、という発想を克服してほしいのです。現状をどう認識し、これにどん な対策が必要かについて考え、それを具体化するためのマンパワーと情報収集、企画立案 能力が必要です。もっと卑近な例をあげると、特定の広汎かつ深刻な消費者被害を察知し てこれを摘発し、抑止するため、公取委や警察・検察から任期3ヶ月で特定問題に取り組 むための専門家を経産省(いずれは消費者庁)に出向させ、テーマ終了後は出向を解くシ ステムがとられるべきです。前述した大きなテーマについては、任期2年で、内閣府内に PT用の場所とスタッフを確保して取り組ませるべきです。そこに、各分野に通じている 民間人を大量採用するのです。勿論2年を限度として、例外的にしか延期を認めないこと とします。このようなことは民間組織ではどこでも実施していることですが、国家公務員 はあまりに硬直的です。これは政治家の責任でなすべきことでもあるでしょうが、思い切 った機動的人事政策は事務総局の発想の抜本的転換も必要です。

4 責任ある国家公務員の制裁

現在の法制度上、国家公務員の違法行為によって被害を被った者は、国に損害賠償請求できますが、公務員個人に責任を問うことはできません。その公務員に故意又は重大な過失があった場合にのみ、国は求償権を有するとされています(国家賠償法 1 条)。国家公務員が迅速適切に業務を遂行するために、この制度は基本的に維持されるべきとは思いますが、特定の公務員が問題を先送りするなどしたため、国や関係者の損害が発生、拡大したことが明らかになった場合には、その責任を問う制度が必要です。例えば議員立法で成立したいわゆる入札談合防止法では、談合に関与した公務員の責任を速やかに問う制度があります。少なくとも年金又は給与の 4 分の 1 までを 5 年間を限度で償還させる程度の不

利益処分はあってよいはずです。退職金の減額や一部返納も制度化できるはずです。退職 した公務員への給与や退職金の返納の請求に備えて、退職金の4分の1は退職時に支払わ ず、5年間は支払いを留保することとすることもあってよいと思います。民間人に比べ、 公務員の老後は極めて高度に保障されています。その分、退任後も一定期間は責任を問わ れる余地を残す制度があってよいと思います。